

肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイネージ)設置事業 仕様書

1 目的

わかりやすい施設案内や地域情報、市内関連情報及び広告を発信することで、地域の活性化及び利用者へのサービスの向上と自主財源確保を図るため、広告及び案内表示板(デジタルサイネージ)(以下「案内表示板」という。)を設置することを目的とする。

2 設置場所

愛媛県大洲市大洲1番地の5 肱南コミュニティセンター1階ロビー
別紙「設置場所位置図」を参照

3 施設使用形態

設置事業者(以下「事業者」という。)は、案内表示板の設置場所として使用する部分について、大洲市公有財産規則(平成17年1月11日大洲市規則第55条)の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用する。

4 事業期間等

(1) 運用開始日

令和8年11月1日から案内表示板が運用開始できるように設置すること。
なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。

(2) 設置期間

ア 案内表示板の設置期間は、令和8年11月1日から令和9年10月31日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに、本市及び事業者のいずれかによる書面による更新拒絶の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件をもって、設置期間は1年度毎に自動更新され、その後も同様とする。
イ 更新については、令和13年10月31日を超えることができないものとする。

5 案内表示板の内容及び規格

(1) 内容

ア 施設案内、地域情報案内、広告等市内情報で構成すること。
イ 広告掲載内容は事前に打ち合わせを行い、市の要望を反映できるように自社制作又は製作体制を整えること。
ウ 施設案内及び地域情報案内(ポスター、会議室利用状況、その他市民への案内等)を表示するためのモニター設備を1台、並びに広告を表示するためのモニター設備を1台、それぞれ独立した別の設備として設置し、運用しなければならない。
エ 施設案内及び地域情報案内を出力するモニターは、市が運用管理可能なUSBメモリー接続により情報が入力できるものとする。

(2) 規格

ア 広告表示板及び案内表示板のモニターは、いずれも幅1,200mm、高さ700mm、奥行100mm以内としなければならない。
イ 表示面は視認しやすい素材、色使いとし、表示内容を容易に更新できる構造とすること。
ウ LED内照とし、状況に応じて電源の入切及び調光できるものであること。また、

タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。

6 広告

- (1) 広告主の広告を表示し、画像・名称・電話番号等について表示すること。
- (2) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。
- (3) 広告主、広告の内容等については、「大洲市広告事業掲載基準」(以下「広告事業掲載基準」という。)を遵守するとともに事前に市の審査を受け、その承認を得たものとする。

7 協定の締結等について

- (1) 本事業の実施に当たり、選定された事業者は市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る協定を締結するものとする。
- (2) 案内表示板の設置に当たっては、大洲市公有財産規則(平成17年1月1日大洲市規則第55条)の規定に基づく使用許可を受けること。なお、行政財産の使用については、本市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると本市が認めるときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

8 使用料

- (1) 大洲市行政財産の使用料徴収条例(平成20年3月28日大洲市条例第2号)に基づく使用料を市が指定する期日までに納付すること。
- (2) 使用を許可した期間に、1年又は1月未満の端数が生じた場合における使用料は、当該使用を許可した日数に応じ日割り計算とする。
- (3) 納入された使用料は、原則として返還しない。

9 経費等の負担

事業者は、次の各号に該当する経費等を負担するものとする。

- (1) 案内表示板設置・運用に係る電気料金(製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出し、電気料金を支払うこと)
- (2) 案内表示板の制作、設置及び撤去
- (3) 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
- (4) 案内表示板の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等に伴う措置
- (5) 広告情報等の更新
- (6) その他デジタルサイネージの設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用
- (7) 協定終了による原状回復

10 案内表示板設置に当たっての留意事項

- (1) 施設の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮すること。
- (2) 案内表示板の転倒、破損等により、施設の利用者等に危険を生じさせることがないよう留意すること。
- (3) 案内表示板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業を行う場合は、事前に市と日程を調整すること。

11 広告内容の修正・削除

市は、広告主及び広告内容が、広告事業掲載基準及び関連法令に違反しているとき、又は施設において掲載するものとしてふさわしくないと判断したときは、事業者に対し、広告内容の修正又は削除を求めることができる。この場合、当該変更及び修正に要する費用は、事業者の負担とし、広告主又は事業者に対して市は賠償の責任を負わないこととする。

12 著作権等

事業者は、広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

13 事業者の責務

- (1) 設備の状態は良好に保つこと。
- (2) 案内表示板は、施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講じること。なお、万が一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- (3) 事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正の行為をしないこと。
- (4) 事業者は、広告の掲載により市又は第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決すること。
- (5) 事業者は、広告事業について市と締結した協定に基づく権利を第三者に譲渡しないこと。
- (6) 広告に関する問い合わせ先を明確に表示すること。

14 その他

- (1) 合理的な理由により、案内表示板本体の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従うこととする。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 協定締結期間内であっても、施設のレイアウト変更等により、やむを得ず案内表示板の設置場所を変更する必要があるときは、協議の上、変更可能とすること。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、市と協議の上、決定すること。

肱南コミュニティセンター広告付き案内表示板(デジタルサイネージ)
設置場所位置図

